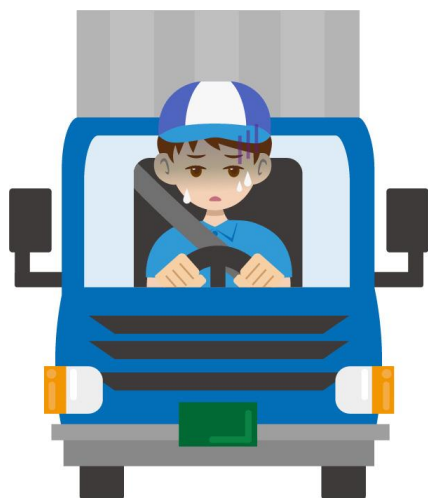


熱中症対策をして事故防止！

令和7年6月1日から、労働安全衛生規則の改正により、「**熱中症対策**」が「**義務化**」されました。とくに猛暑の中で運転や荷役作業を行うドライバーは、熱中症になりやすいです。安全運行のため、ドライバーと運行管理者が一体となって対策を徹底しましょう！



・こんな症状があったら、すぐ報告・作業ストップ！

☑めまい、頭痛、ふらつき、大量の発汗、不快感など

➡ 運行管理者へ報告し、冷却・休憩をとりましょう。

・こんな人を見つけた時はすぐ対応！

☑意識の異常(返事がおかしい、ぼーっとしている)

➡ 119番通報

☑救急隊を要請するか判断に迷う場合

➡ #7119(救急安心センター事業)へ相談

熱中症対策は、運行管理者の備えと、ドライバーの自己管理が重要です。双方の連携で、熱中症を防ぎ、無事故の夏を迎えましょう！

